



○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（所管行政庁）

第百十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第一項及び第七十四条第二項（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、次の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第四号において同じ。）以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域を超えないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会については、内閣総理大臣とする。

三 火災共済協同組合及び第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、経済産業大臣及び内閣総理大臣とする。

四 企業組合については、その行う事業のすべてが財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業であるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣とし、財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とを行うものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その管轄都道府県知事とする。

五 都道府県中央会については、その管轄都道府県知事とする。

六 全国中央会については、経済産業大臣とする。

2 (略)

3 この法律に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下この条において同じ。）の権限（経済産業大臣にあつては都道府県の区域をその地区とする火災共済協同組合に係るものを除き、内閣総理大臣にあつては前項の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。）に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

4 5 6 (略)

○ 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）

（観光圏整備実施計画の認定）

第八条 観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その観光圏整備実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 観光圏整備実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 観光圏整備実施計画に定める事項が観光圏整備事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、滞在促進地区において実施するものについては、当該観光圏における観光旅客の滞在を促進するため有効なものであること。

四 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、観光案内所の運営に係るものについては、当該観光圏整備事業に係るすべての観光案内所において、観光圏の全域にわたる観光に関する情報が適切に提供されるものであること。

五 観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業のうち、第十二条第一項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業に該当するものについては、当該事業を実施しようとする者が旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十二条第四項前段に規定する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。

4 ～ 6 （略）

7 第二項から第四項までの規定は、第五項の変更の認定について準用する。

8 ・ 9 （略）

（旅行業法の特例）

第十二条 観光圏整備事業を実施しようとする者であつて滞在促進地区において旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条

第一項に規定する旅館業（同条第五項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営むもの（旅行業法第三条の登録を受けた者を除く。）が、観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図るために実施する旅行業法第二条第二項に規定する旅行者代理業であつて、当該観光圏内の旅行（宿泊者の滞在の促進に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。）に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務（以下単に「旅行業務」という。）の取扱いに係る契約を締結する行為を行うもの（以下「観光圏内限定旅行者代理業」という。）に関する事項が記載された観光圏整備実施計画について、第八条第三項の認定を受けた場合において、認定観光圏整備実施計画に従つて観光圏内限定旅行者代理業を実施するに当たり、同法第三条の旅行者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならぬときは、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2 4 (略)

○ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）（抄）

（都道府県が処理する事務）

第一百条の三 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

（権限の委任）

第一百条の四 この法律により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に行わせることができる。

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）（抄）

別表第二（第十一条、第十二条関係）

一 十九 (略)

二十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第二十七条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企

画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）を、旅行者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（免許等の場合の特例）

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定められた期限までに、当該登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記機関の定める書類に添付して登記官署等に提出しなければならない。

2 (略)

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第二十四条関係）

登録、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇百四十一 (略)		
百四十二 旅行業若しくは旅行者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録 (一) 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）又は第六条の四第一項（変更登録）の規定による旅行業の登録又は変更登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 旅行業法第三条の規定による旅行者代理業の登録（政令で定めるものに限る。）	登録件数	一件につき一万五千円
(三) (略)	(略)	(略)

○ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（都道府県が処理する事務）

第二十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）（抄）

（都道府県が処理する事務等）

第十四条 第八条から第十二条までに規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 (略)

○ 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の

犯罪行為の事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

4  
(略)

別表（第二条関係）

一～七  
(略)

八 前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの